

広島県告示第六百三十三号

平成十七年広島県告示第千二百二十五号（広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により県の機関が定める保存、作成、縦覧等、交付等及び立入り等に係る帳簿、書類等）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

三の表広島県就農支援資金貸付金貸付規則（平成七年広島県規則第六十八号）の項中「広島県就農支援資金貸付金貸付規則」を「広島県就農支援資金貸付金貸付規則を廃止する規則（平成二十六年広島県規則第五十八号）附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた同規則による廃止前の広島県就農支援資金貸付金貸付規則」に改める。